29生産第1110号 29生畜第589号 平成29年8月31日

各地方農政局生産部長等 殿

生產局園芸作物課長 生產局畜産部畜産振興課長

花粉交配用蜜蜂の安定確保のための体制整備について

花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るため、「花粉交配用蜜蜂の安定確保のための体制整備について」(平成28年8月12日付け28生産第862号生産局園芸作物課長、28生畜第648号生産局畜産部畜産振興課長連名通知)により、花粉交配用蜜蜂の必要数量及び仕入れ先の確保状況等の把握、需要期における需給調整等を実施してきたところです。

今後とも、花粉交配用蜜蜂の需要期に不足なく安定的に蜜蜂が活用できるようにする ためには、本年度以降も需給状況を把握し、関係者が逐次的確に対応することが重要で あることから、貴職におかれましては、下記について、貴局管内各県に対し改めて依頼 方お願いいたします。

記

- 1 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の必要数量及び仕入先の確保状況について 各県の園芸担当部署におかれては、農業関係団体等に花粉交配用蜜蜂の需給調整シ ステムについて改めて周知するとともに、農業関係団体等の協力のもと、花粉交配用 蜜蜂の必要数量、仕入先及び仕入先の花粉交配用蜜蜂の確保状況について情報収集を 行い、【様式1】に取りまとめてください。取りまとめた【様式1】については、毎年、 9月末日までに、管轄する地方農政局を通じて園芸作物課へ提出してください。
- 2 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の需給状況について
- (1) 各県の園芸担当部署におかれては、園芸産地における花粉交配用蜜蜂の需給状況 を把握の上、不足が見込まれる場合には、畜産担当部署とも連携し、花粉交配用蜜 蜂需給のマッチングに努めてください。
- (2) 県内園芸産地において花粉交配用蜜蜂の不足が見込まれ、県内での調整が困難な場合は、【様式2】に記載のうえ、速やかに管轄する地方農政局を通じて園芸作物課へ提出してください。

不足の状況がない場合又は不足があっても県内で調整がついた場合も、その旨を 平成29年10月以降、毎月末日までに管轄する地方農政局を通じて園芸作物課へ報告 してください。

3 花粉交配用に供給可能な蜜蜂について

- (1) 各県の畜産担当部署におかれては、各県養蜂協会等の協力を得つつ、園芸担当部署から花粉交配用蜜蜂の確保が困難な産地について連絡があった場合には、供給可能な花粉交配用蜜蜂の情報を提供できるよう、供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況を【様式3】に記載のうえ、毎年10月末日までに管轄する地方農政局を通じて畜産振興課へ提出してください。
- (2)【様式3】を提出後、供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況について変更があった場合は、速やかに管轄する地方農政局を通じて畜産振興課へ報告してください。

4 花粉交配用蜜蜂の適切な管理について

各県の園芸担当部署におかれては、農業関係団体等に対し、以下の点について御指導いただきますようお願いします。

- (1) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のため、蜂群を長期間維持できるよう、養蜂家等の助言を受けつつ、給餌やハウス内の温度管理等を適切に行うこと。
- (2) リスク軽減のため、園芸産地と養蜂家が連携し、相互の協力体制を構築するとともに、花粉交配用蜜蜂の調達先を複線化したり、養蜂農家及び専門販売業者が計画的に花粉交配用蜜蜂を増殖・供給できるよう、必要群数を早めに注文するなどの対策を検討すること。
- (3) 使用後の花粉交配用蜜蜂を放置すると、伝染性疾病のまん延を引き起こす恐れがあることから、使用後の花粉交配用蜜蜂については、焼却又は返却を確実に行うこと。